

覚書

松本市（以下「甲」という。）と株式会社八十二銀行（以下「乙」という。）とは、甲が「松本城を中心としたまちづくり」を進めるに当たり、次の事項を確認し、覚書を締結する。

- 1 本覚書に定める事業の範囲は、甲が松本市立博物館（以下「博物館」という。）の建設を計画する甲の松本市営松本城大手門駐車場及び乙の松本営業部の現金輸送車車庫等に係る敷地並びに乙の松本営業部及び関連会社施設等とする。
- 2 乙は博物館建設事業（以下「建設事業」という。）に全面的に協力し、甲は建設事業の進捗に併せて乙の松本営業部及び関連会社等の業務に支障が生じないよう、現金輸送車車庫等の関連施設の機能を確保する。
- 3 甲は安全安心のまちづくりの観点から、乙の松本営業部建物に関する耐震改修の必要性に鑑み、博物館の建設事業と並行して乙の松本営業部の移転新築について乙の深志支店周辺用地の取得に全面的に協力する。
- 4 第2及び前項を円滑に実現するための事業の主体及び手法、費用負担等については、別途甲乙協議して定める。
- 5 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈に疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

上記覚書締結の証として、本覚書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 6月 10日

甲 松本市長 菅 谷



乙 株式会社八十二銀行 代表取締役 湯 本 昭 一